府令・省令

○内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十一号）の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第七項、第十三条第二項、第十五条第六項及び第十七条第六項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年九月二十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（職員の数等） **第五条**　［略］ 2　［略］ 3　幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。	（職員の数等） **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　［同上］
［略］　［略］	［同上］　［同上］
備考 一　この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 ［二～四　略］	［同上］　［同上］

［4・5　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。以下同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に	（法第三条第七項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に

［4・5　同上］